



国民年金

▶ 姫路年金事務所 (☎079・224・6382) ▶ 国保医療年金課 (☎64・3240)
▶ 地域振興課 (☎75・0253) ▶ 地域振興課 (☎72・2523) ▶ 地域振興課 (☎322・1451)

こんなときには届け出を

国民年金は、日本に住んでいる20歳以上60歳未満の方すべてが加入する制度です。届け出をしないと、将来、年金を受けられなくなることがあります。次のようなときは必ず届け出が必要です。忘れずに届け出を行いましょ。

- 60歳になるまでに会社等を退職したとき (厚生年金や共済組合を脱退したとき)
- 収入が増え、会社員や公務員等の被扶養配偶者でなくなったとき
- 配偶者が退職し、会社員や公務員等の被扶養配偶者でなくなったとき

なお、厚生年金や共済組合に加入するときは勤務先へ、また厚生年金や共済組合加入者の被扶養配偶者になるときは、配偶者の勤務先へ届け出を行ってください。

育児免除制度が始まります (令和8年10月から)

国民年金第1号被保険者 (自営業者・農業者・アルバイト・無職等) も、育児で保険料が免除される制度が始まります。子ども (実子・養子) を育てている方 (父母・養父母) は、申請することで、月額17,920円 (令和8年度) の保険料が免除されます。

対象期間 子どもが1歳になる誕生日の前日まで **所得要件** なし

※将来の年金額は納付した場合と同じように反映されますので、減額されることはありません。

育児免除イメージ図		出産日	1歳の誕生日の前月(12月分)まで				
	12月	1月	2月	3月	4月	5月	12月
母親	産前産後免除期間		育児免除期間				
	出産予定月または出産月の前月から4カ月間						
父親(養父母)	育児免除期間						



令和8年度 新宮納涼ふれあいまつり&花火大会各種募集

とき 7月18日(土) **イベント** 17時~21時 **花火打ち上げ** 20時~20時30分
ところ 国指定史跡「新宮宮内遺跡」

露店の出店者を募集

出店時間 17時~21時 **募集期間** 5月12日(火)~29日(金) 16時まで

区画数 15区画 (1区画 間口4.0m×奥行2.0mまで)

出店場所 国指定史跡「新宮宮内遺跡」で、主催者が指定するエリア内

出店資格 申請者および営業補助者が、たつの市、姫路市、相生市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町内に在住していること

出店負担金 一律15,000円

※その他詳細は、市および商工会のホームページに掲載している「令和8年度新宮納涼ふれあいまつり&花火大会露店出店募集要項」を熟読の上、お申し込みください。

お問い合わせ 出店管理事務局 (たつの市商工会新宮支部 ☎75・0175)

ボランティアスタッフを募集

従事時間 17時~21時 **従事内容** 会場周辺の駐車場整理・歩行者誘導および会場内の美化活動など

募集期限 6月5日(金)

▶ たつの市観光協会新宮支部 (たつの市新宮総合支所地域振興課内) (☎75・0251)

商工会
ホームページは
こちらから



スズメバチにご注意ください

スズメバチ対策 (ハチ取り器)

春から初夏にかけて、冬眠から目覚めた女王バチは巣作りのために活動を始めます。女王バチを捕まえて、巣作りを事前に食い止めるため、「ハチ取り器」等を活用してください。ただし、巣が完成すると女王バチは巣から出てこなくなり、働きバチ等を引き寄せることになるので「ハチ取り器」の設置はやめてください。

「ハチ取り器」はホームセンター等でも購入できますが、ご自宅にある物で作ることが可能です。(作り方等は市ホームページで紹介しています)

市ホームページ
はこちら



「ハチ取り器」の例

スズメバチの駆除費用を補助します

活動中のスズメバチ (アシナガバチ等は対象外) の巣の駆除に係る費用の一部を補助します。

※補助対象外となる場合があるため、必ず、事前に環境課にご相談ください。

補助対象

①個人所有の「住居」・「住居と同一敷地内にある納屋、庭等」・「空き家」等に営巣されたもので道路、公園等不特定の人が立ち入る可能性がある場所からおおむね10メートル以内に営巣されたもの

※田畑、山林、事業に供する建物等に営巣されたものは対象外

②自治会所有の公民館等に営巣されたもの

補助金額

駆除に要した費用の1/2 (千円未満の端数は切り捨て、上限1万円) ※予算の範囲内に限る。

交付申請 駆除した日から30日以内または令和9年3月31日のいずれか早い日までに申請してください。

駆除費用 市では標準料金の設定はしていません。事前に複数の指定業者へご確認ください。

指定業者 駆除は必ず指定業者に依頼してください。指定業者は随時更新していますので、環境課へご確認ください。

指定業者名	電話番号
(株)ホームトータル消毒	0790・49・2598
(有)ダスキン赤とんぼ	0791・75・2212
昭和駆除(株)	079・294・3425
兵庫県環境サービス(株)	079・437・4814
衛生管理(株)	079・230・0333
タイシ消毒	079・276・5583
エース消毒(株)	079・297・6844
環境管理(株)	079・240・7769
神姫警備保障(株)	079・231・0440
(株)ダスキンユニオン飾磨支店	079・234・7344

※令和8年4月1日現在 届け出順 ▶ 環境課 (☎64・3150)



消防最前線

240

西はりま消防組合たつの消防署 (☎63・3511)

身近な危険物にご注意

私たちの暮らしの中には、危険物を含む製品がたくさんあります。

【例】殺虫剤・ヘアスプレー・除光液・接着剤・消毒用アルコールなど

危険物を使うときは、火気のそばでは絶対に使用しないでください。

「危険物」とは?

消防法で定められているもので、一般的に次のような性質を持った物品をいいます。

- ・ 火災発生の危険性が大きいもの
- ・ 火災拡大の危険性が大きいもの
- ・ 消火の困難性が高いもの
- ・ 具体的な例として、ガソリンや灯油、スプレー缶に含まれる内容物のほか、濃度60%以上(重量%)の消毒用アルコールなどが該当します。
- ・ 消防法上の危険物に該当する場合は、容器等に明記されているため、安全な場所に保管の上、取り扱いについても十分注意してください。

ガソリンを取り扱うときの注意点!

- ・ 火気のある場所での使用
- ・ や保管は絶対にやめましょう。

機器に燃料給油の際はエンジン停止をしましょう!

・ 換気の良い場所に保管しましょう!

・ 試験基準 (KHK) (UN) に適合する携行缶を使用しましょう!



風水害に備えましょう

土砂災害や水害は大雨などに伴って発生しますが、いっどこで起きるかを予測することは困難です。被害を最小限に食い止めるよう日ごろから災害を意識し、備えましょう。

【例】食料 (3日分程度)・衣類・懐中電灯・携帯ラジオ・マスク・救急セット・携帯充電器など

《落ち着いて情報を入手》
屋外放送は雨風の音で聞き取りにくい場合があります。防災行政無線で放送させます。



2026年1月1日からの市内の災害状況		4月20日現在
火災	9件	
救急	1,169件	
救助	29件	

災害情報案内 (自動音声案内) ☎0791・76・7150
休日・夜間病院案内 (自動音声案内) ☎0791・76・7160

たつの消防署では、火災から身を守るための出前講座を行っています。お気軽にご相談ください。
たつの消防署 (☎64・3212)

《訓練の参加》
災害に対応するための知識や行動を身につけるため、各地域 (自治会等) では防災訓練が実施されています。いざというときのために訓練に参加しましょう。

たつの消防署では、火災から身を守るための出前講座を行っています。お気軽にご相談ください。
たつの消防署 (☎64・3212)